

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|--|---|---|
| 用語の意義 | | 用語の意義 | |
| 消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。 | | 消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。 | |
| (省略) 適格請求書発行事業者 | (省略) 法第2条第1項第7号の2《定義》に規定する適格請求書発行事業者をいう。 | (同左) 適格請求書発行事業者 | (同左) 法第2条第1項第7号の2《定義》に規定する適格請求書発行事業者をいう。 |
| <u>特定少額資産販売事業者</u> | <u>法第2条第1項第7号の3《定義》に規定する特定少額資産販売事業者をいう。</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| (省略) 特定役務の提供 | (省略) 法第2条第1項第8号の5《定義》に規定する特定役務の提供をいう。 | (同左) 特定役務の提供 | (同左) 法第2条第1項第8号の5《定義》に規定する特定役務の提供をいう。 |
| <u>特定少額資産の譲渡</u> | <u>法第2条第1項第8号の6《定義》に規定する特定少額資産の譲渡をいう。</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| (省略) 信託資産等 | (省略) 法第15条第1項《法人課税信託等の受託者に関するこの法律の適用》に規定する信託資産等をいう。 | (同左) 信託資産等 | (同左) 法第15条第1項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する信託資産等をいう。 |
| 固有資産等 | 法第15条第1項《法人課税信託 | 固有資産等 | 法第15条第1項《法人課税信託 |

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--------------------------|---|------------------|--|
| 受託事業者 | 等の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有資産等をいう。 法第 15 条第 3 項《法人課税信託等の受託者に関するこの法律の適用》に規定する受託事業者をいう。 | 受託事業者 | の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有資産等をいう。 法第 15 条第 3 項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する受託事業者をいう。 |
| 固有事業者 | 法第 15 条第 4 項《法人課税信託等の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有事業者をいう。 | 固有事業者 | 法第 15 条第 4 項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有事業者をいう。 |
| デジタルプラットフォーム | 法第 15 条の 2 第 1 項 《 <u>第一種</u> プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》に規定するデジタルプラットフォームをいう。 | デジタルプラットフォーム | 法第 15 条の 2 第 1 項 《 <u>特定</u> プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》に規定するデジタルプラットフォームをいう。 |
| プラットフォーム事業者 | 法第 15 条の 2 第 1 項 《 <u>第一種</u> プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》に規定するプラットフォーム事業者をいう。 | プラットフォーム事業者 | 法第 15 条の 2 第 1 項 《 <u>特定</u> プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》に規定するプラットフォーム事業者をいう。 |
| (省略) | (省略) | (同左) | (同左) |
| 目 次 | | 目 次 | |
| 第 1 章 納税義務者 | | 第 1 章 納税義務者 | |
| 第 1 節～第 8 節 (省略) | | 第 1 節～第 8 節 (同左) | |
| 第 9 節 <u>特定少額資産販売事業者</u> | | <u>(新設)</u> | |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第2章・第3章 (省略)</p> <p>第4章 実質主義、信託財産に係る譲渡等の帰属 第1節～第3節 (省略) 第4節 法人課税信託又は公益信託に関する取扱い</p> <p>第5章 課税範囲 第1節～第7節 (省略) 第8節 特定資産の譲渡等及び<u>第一種プラットフォーム事業者</u>を介して行う電気通信利用役務の提供 第9節 (省略) 第10節 <u>特定少額資産の譲渡及び第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡</u></p> <p>第6章～第21章 (省略)</p> <p>(納税義務が免除される課税期間)</p> <p>1-4-1 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者及び<u>特定少額資産販売事業者</u>を除く。）について、当該課税期間の消費税の納税義務を免除するものであるから、当該課税期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えているときは、当該課税期間について同項本文の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>(注)1・2 (省略)</p> <p><u>3 特定少額資産販売事業者における法第9条第1項本文の適用関係については、1-4-1の3による。</u></p> | <p>第2章・第3章 (同左)</p> <p>第4章 実質主義、信託財産に係る譲渡等の帰属 第1節～第3節 (同左) 第4節 法人課税信託に関する取扱い</p> <p>第5章 課税範囲 第1節～第7節 (同左) 第8節 特定資産の譲渡等及び<u>特定プラットフォーム事業者</u>を介して行う電気通信利用役務の提供 第9節 (同左) <u>(新設)</u></p> <p>第6章～第21章 (同左)</p> <p>(納税義務が免除される課税期間)</p> <p>1-4-1 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く。）について、当該課税期間の消費税の納税義務を免除するものであるから、当該課税期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えているときは、当該課税期間について同項本文の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>(注)1・2 (同左)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(適格請求書発行事業者における法第9条第1項本文の適用関係)</p> <p>1-4-1の2 適格請求書発行事業者は、その登録日の属する課税期間以後の課税期間については、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、<u>法第57条の2第1項《適格請求書発行事業者の登録等》</u>に規定する登録（以下「<u>適格請求書発行事業者の登録</u>」という。）を受けていないとすれば法第9条第1項本文の規定の適用がある事業者が、その適用を受けるには、その適用を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに、法第57条の2第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書の提出が必要となる。</p> <p>(注) 法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定により課税事業者を選択している適格請求書発行事業者が、同条第1項本文の規定の適用を受けるには、法第57条の2第10項第1号に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書及び法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》に規定する届出書の提出が必要となる。</p> <p><u>なお、特定少額資産販売事業者である場合には、法第57条の7第10項第1号《特定少額資産販売事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する特定少額資産販売事業者の登録の取消しを求める旨の届出書の提出も必要となることに留意する。</u></p> <p>(<u>特定少額資産販売事業者における法第9条第1項本文の適用関係</u>)</p> <p>1-4-1の3 <u>特定少額資産販売事業者は、その登録日の属する課税期間以後の課税期間については、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>なお、<u>法第57条の7第1項《特定少額資産販売事業者の登録等》</u>に規定する登録（以下「<u>特定少額資産販売事業者の登録</u>」という。）を受けて</p> | <p>(適格請求書発行事業者における法第9条第1項本文の適用関係)</p> <p>1-4-1の2 適格請求書発行事業者は、その登録日の属する課税期間以後の課税期間については、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、<u>適格請求書発行事業者の登録（法第57条の2第1項《適格請求書発行事業者の登録等》に規定する「登録」をいう。以下同じ。）</u>を受けていないとすれば法第9条第1項本文の規定の適用がある事業者が、その適用を受けるには、その適用を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに、法第57条の2第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書の提出が必要となる。</p> <p>(注) 法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定により課税事業者を選択している適格請求書発行事業者が、同条第1項本文の規定の適用を受けるには、法第57条の2第10項第1号に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書及び法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》に規定する届出書の提出が必要となる。</p> <p>(<u>新設</u>)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p><u>いないとすれば法第9条第1項本文の規定の適用がある事業者が、その適用を受けるには、その適用を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに、法第57条の7第10項第1号《特定少額資産販売事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する特定少額資産販売事業者の登録の取消しを求める旨の届出書の提出が必要となる。</u></p> <p><u>(注) 法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定により課税事業者を選択している特定少額資産販売事業者が、同条第1項本文の規定の適用を受けるには、法第57条の7第10項第1号に規定する特定少額資産販売事業者の登録の取消しを求める旨の届出書及び法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》に規定する届出書の提出が必要となる。</u></p> <p><u>なお、適格請求書発行事業者である場合には、法第57条の2第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書の提出も必要となることに留意する。</u></p> <p>(適格請求書発行事業者の登録申請書を提出することができる事業者)</p> <p>1-7-1 適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られるのであるが、免税事業者であっても、例えば、次の場合のように、<u>適格請求書発行事業者の登録を受けようとする課税期間において課税事業者となるときは、法第57条の2第2項《適格請求書発行事業者の登録申請》に規定する申請書（以下「<u>適格請求書発行事業者の登録申請書</u>」という。）を提出することができることに留意する。</u></p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(適格請求書発行事業者の登録の効力)</p> <p>1-7-3 適格請求書発行事業者の登録は、適格請求書発行事業者登</p> | <p>(登録申請書を提出することができる事業者)</p> <p>1-7-1 適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られるのであるが、免税事業者であっても、例えば、次の場合のように、登録を受けようとする課税期間において課税事業者となるときは、法第57条の2第2項《適格請求書発行事業者の登録申請》に規定する申請書（以下「登録申請書」という。）を提出することができることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(適格請求書発行事業者の登録の効力)</p> <p>1-7-3 適格請求書発行事業者の登録は、適格請求書発行事業者登</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>録簿に登載された日（以下<u>1-7-3</u>において「登録日」という。）からその効力を有するのであるから、法第57条の2第7項《<u>適格請求書発行事業者の登録等の通知</u>》による通知を受けた日にかかわらず、適格請求書発行事業者は、登録日以後に行った課税資産の譲渡等について法第57条の4第1項《<u>適格請求書の交付義務</u>》の規定に基づき適格請求書を交付することとなることに留意する。</p> <p>（注）1・2 （省略）</p> <p>（相続があった場合の<u>適格請求書発行事業者の登録の効力</u>）</p> <p>1-7-4 相続があった場合（適格請求書発行事業者以外の相続人が事業を承継した場合に限る。）における適格請求書発行事業者である被相続人の<u>適格請求書発行事業者の登録</u>は、みなし登録期間（法第57条の3第3項《<u>適格請求書発行事業者が死亡した場合における手続等</u>》に規定する「みなし登録期間」をいう。以下同じ。）後にその効力を失う。したがって、当該被相続人の事業を承継した相続人が当該みなし登録期間後においても適格請求書を交付しようとするときは、新たに<u>適格請求書発行事業者の登録申請書</u>を提出し、適格請求書発行事業者の登録を受けなければならないことに留意する。</p> <p>なお、当該相続人が当該みなし登録期間中に<u>適格請求書発行事業者の登録申請書</u>を提出した場合において、当該みなし登録期間の末日までに当該申請書に係る適格請求書発行事業者の登録又は法第57条の2第5項《<u>適格請求書発行事業者の登録の拒否</u>》の処分に係る通知がないときは、同日の翌日から当該通知が当該相続人に到達するまでの期間はみなし登録期間とみなされることから、その間の相続人による適格請求書の交付は被相続人の登録番号により行うこととなる。</p> <p>（注） 適格請求書発行事業者以外の相続人が適格請求書発行事業者である被相続人の事業を承継した場合、当該相続人は、法第57条の3第3項の規定により適格請求書発行事業者とみなされ、法第9</p> | <p>録簿に登載された日（以下「登録日」という。）からその効力を有するのであるから、法第57条の2第7項《<u>登録等の通知</u>》による通知を受けた日にかかわらず、適格請求書発行事業者は、登録日以後に行った課税資産の譲渡等について法第57条の4第1項《<u>適格請求書の交付義務</u>》の規定に基づき適格請求書を交付することとなることに留意する。</p> <p>（注）1・2 （同左）</p> <p>（相続があった場合の登録の効力）</p> <p>1-7-4 相続があった場合（適格請求書発行事業者以外の相続人が事業を承継した場合に限る。）における適格請求書発行事業者である被相続人の登録は、みなし登録期間（法第57条の3第3項《<u>適格請求書発行事業者が死亡した場合における手続等</u>》に規定する「みなし登録期間」をいう。以下同じ。）後にその効力を失う。したがって、当該被相続人の事業を承継した相続人が当該みなし登録期間後においても適格請求書を交付しようとするときは、新たに登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者の登録を受けなければならないことに留意する。</p> <p>なお、当該相続人が当該みなし登録期間中に登録申請書を提出した場合において、当該みなし登録期間の末日までに当該申請書に係る適格請求書発行事業者の登録又は法第57条の2第5項《<u>適格請求書発行事業者の登録の拒否</u>》の処分に係る通知がないときは、同日の翌日から当該通知が当該相続人に到達するまでの期間はみなし登録期間とみなされることから、その間の相続人による適格請求書の交付は被相続人の登録番号により行うこととなる。</p> <p>（注） 適格請求書発行事業者以外の相続人が適格請求書発行事業者である被相続人の事業を承継した場合、当該相続人は、法第57条の3第3項の規定により適格請求書発行事業者とみなされ、法第9</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなるため、当該相続人がみなし登録期間中に<u>適格請求書発行事業者の登録</u>を受けようとするときは、<u>適格請求書発行事業者の登録申請書のみ</u>を提出すればよく、課税事業者選択届出書の提出を要しないことに留意する。</p> <p>(共同相続があった場合の<u>適格請求書発行事業者の登録</u>の効力)</p> <p>1-7-5 (省略)</p> <p>(合併又は分割があった場合の<u>適格請求書発行事業者の登録</u>の効力)</p> <p>1-7-6 合併又は分割があった場合における適格請求書発行事業者の登録の効力は、それぞれ次のようになることに留意する。</p> <p>(1) 吸収合併又は新設合併があった場合において、被合併法人が受けた<u>適格請求書発行事業者の登録</u>の効力は、当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が<u>適格請求書発行事業者の登録</u>を受けようとするときは、新たに<u>適格請求書発行事業者の登録申請書</u>を提出しなければならない。</p> <p>なお、法人が、新設合併によりその事業を承継した場合又は吸収合併により<u>適格請求書発行事業者の登録</u>を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する課税期間中に<u>適格請求書発行事業者の登録申請書</u>を提出したときは、当該課税期間は、規則第26条の4第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第2号《合併があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>(2) 分割があった場合において、分割法人が受けた<u>適格請求書発行事業者の登録</u>の効力は、当該分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が<u>適格請求書発行事業者の登録</u>を受けようとするときは、新たに<u>適格請</u></p> | <p>条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなるため、当該相続人がみなし登録期間中に<u>適格請求書発行事業者の登録</u>を受けようとするときは、<u>登録申請書のみ</u>を提出すればよく、課税事業者選択届出書の提出を要しないことに留意する。</p> <p>(共同相続があった場合の<u>登録</u>の効力)</p> <p>1-7-5 (同左)</p> <p>(合併又は分割があった場合の<u>登録</u>の効力)</p> <p>1-7-6 合併又は分割があった場合における適格請求書発行事業者の登録の効力は、それぞれ次のようになることに留意する。</p> <p>(1) 吸収合併又は新設合併があった場合において、被合併法人が受けた<u>適格請求書発行事業者の登録</u>の効力は、当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が<u>適格請求書発行事業者の登録</u>を受けようとするときは、新たに<u>登録申請書</u>を提出しなければならない。</p> <p>なお、法人が、新設合併によりその事業を承継した場合又は吸収合併により<u>適格請求書発行事業者の登録</u>を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する課税期間中に<u>登録申請書</u>を提出したときは、当該課税期間は、規則第26条の4第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第2号《合併があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>(2) 分割があった場合において、分割法人が受けた<u>適格請求書発行事業者の登録</u>の効力は、当該分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が<u>適格請求書発行事業者の登録</u>を受けようとするときは、新たに<u>登録申</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>求書発行事業者の登録申請書を提出しなければならない。また、法第12条第7項第2号又は第3号《分割等の意義》に該当する分割等により新設分割親法人の事業を引き継いだ新設分割子法人についても同様である。</u></p> <p>なお、法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により適格請求書発行事業者の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する課税期間中に<u>適格請求書発行事業者の登録申請書を提出したときは、当該課税期間は、規則第26条の4第1号又は第3号《分割があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</u></p> <p>(事業の廃止による<u>適格請求書発行事業者の登録の失効</u>) 1-7-7 (省略)</p> <p>第9節 特定少額資産販売事業者</p> <p><u>(特定少額資産販売事業者の登録申請書を提出することができる事業者)</u></p> <p><u>1-9-1 特定少額資産販売事業者の登録を受けられるのは、課税事業者に限られるのであるが、免税事業者であっても、例えば、次の場合のように、特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする課税期間において課税事業者となるときは、法第57条の7第2項《特定少額資産販売事業者の登録申請》に規定する申請書を提出することができることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>免税事業者である事業者が、基準期間における課税売上高が1,000万円超であることにより、翌課税期間から課税事業者となる場合</u></p> <p>(2) <u>免税事業者である事業者が、課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となることを選択する場合</u></p> | <p>請書を提出しなければならない。また、法第12条第7項第2号又は第3号《分割等の意義》に該当する分割等により新設分割親法人の事業を引き継いだ新設分割子法人についても同様である。</p> <p>なお、法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により適格請求書発行事業者の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する課税期間中に登録申請書を提出したときは、当該課税期間は、規則第26条の4第1号又は第3号《分割があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>(事業の廃止による登録の失効) 1-7-7 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------------|
| <p><u>(適格請求書発行事業者の登録との関係)</u></p> <p><u>1-9-2 特定少額資産販売事業者の登録は、特定少額資産の譲渡を行い、又は行おうとする事業者であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について法第8条の2第1項《特定少額資産の譲渡に係る輸入免税》の規定を受けて他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者が受けるものであるから、特定少額資産販売事業者が適格請求書又は適格簡易請求書を交付しようとする場合には、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があることに留意する。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |
| <p><u>(事業の廃止による特定少額資産販売事業者の登録の失効)</u></p> <p><u>1-9-3 法第57条の7第10項第2号《特定少額資産販売事業者の登録の失効》に規定する「特定少額資産販売事業者が事業を廃止した場合」には、法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があった場合のほか、法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》、第37条第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》、第42条第9項《任意の中間申告書の提出のとりやめ》又は第45条の2第2項《法人の確定申告書の提出期限の特例の取りやめ》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があった場合も含むことに留意する。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |
| <p><u>(特定少額資産販売事業者の登録の効力)</u></p> <p><u>1-9-4 特定少額資産販売事業者の登録は、令第70条の16第1項第2号《特定少額資産販売事業者登録簿の登載事項等》に規定する登録年月日からその効力を有するのであるから、法第8条の2第1項《特定少額資産の譲渡に係る輸入免税》の規定は、その登録年月日以後に</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>行う特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の保税地域からの引取りについて適用があることに留意する。</u></p> <p><u>また、法第57条の8各号《特定少額資産販売事業者の義務》に掲げる事項の同条に規定する仕入書等への記載又は記録及び当該事項の通知についても同様である。</u></p> <p><u>(相続等があった場合の特定少額資産販売事業者の登録の効力)</u></p> <p><u>1-9-5 相続、合併又は分割があった場合において、被相続人、被合併法人又は分割法人が受けた特定少額資産販売事業者の登録の効力は、当該相続、合併又は分割により事業を承継した相続人、合併法人又は分割承継法人には及ばないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(特定少額資産販売事業者である第二種プラットフォーム事業者の義務)</u></p> <p><u>1-9-6 特定少額資産販売事業者である第二種プラットフォーム事業者（法第15条の3第1項《第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの法律の適用》に規定する第二種プラットフォーム事業者をいう。以下同じ。）が行ったとみなされる特定少額資産の譲渡に係る法第57条の8各号《特定少額資産販売事業者の義務》に掲げる事項の同条に規定する仕入書等への記載又は記録及び当該事項の通知の義務については、当該特定少額資産の譲渡に係る資産の発送を行う事業者において行う場合でも同条に基づくこれらの義務を履行したものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(集団投資信託等の信託財産に係る取扱い)</u></p> <p><u>4-2-2 法第14条第1項ただし書《信託財産に係る資産の譲渡等》に規定する集団投資信託、法人課税信託、退職年金等信託、公益信託又は加入者保護信託（以下9-1-30において「集団投資信託等」と</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(集団投資信託等の信託財産に係る取扱い)</u></p> <p><u>4-2-2 法第14条第1項ただし書《信託財産に係る資産の譲渡等》に規定する集団投資信託、法人課税信託、退職年金等信託又は特定公益信託等（以下9-1-30において「集団投資信託等」という。）の</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>いう。)の信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引については、受託者が当該信託財産に属する資産を有し、かつ、資産等取引を行ったものとなるのであるから留意する。</p> <p>第4節 法人課税信託又は公益信託に関する取扱い</p> <p>(法人課税信託又は公益信託の受託者の納税義務)</p> <p>4-4-1 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2《定義》に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)又は公益信託(同法第12条第4項第2号《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する公益信託をいう。以下この節において同じ。)の受託者は、各法人課税信託又は公益信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして消費税法が適用されるのであるが、受託事業者における法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用については、その課税期間の初日の属する固有事業者の課税期間の基準期間における課税売上高により判定する。</p> <p>ただし、当該初日の属する固有事業者の課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合であっても、当該固有事業者が課税事業者選択届出書を提出する等により、当該課税期間につき同項本文の規定の適用を受けない場合には、当該受託事業者にも同項本文の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(法人課税信託又は公益信託の受託者が提出する届出書等)</p> <p>4-4-4 法第9条第4項若しくは第5項《小規模事業者に係る納税義務の免除》、第37条第1項若しくは第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、第37条の2第1項若しくは第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例</p> | <p>信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引については、受託者が当該信託財産に属する資産を有し、かつ、資産等取引を行ったものとなるのであるから留意する。</p> <p>第4節 法人課税信託に関する取扱い</p> <p>(法人課税信託の受託者の納税義務)</p> <p>4-4-1 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2《定義》に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして消費税法が適用されるのであるが、受託事業者における法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用については、その課税期間の初日の属する固有事業者の課税期間の基準期間における課税売上高により判定する。</p> <p>ただし、当該初日の属する固有事業者の課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合であっても、当該固有事業者が課税事業者選択届出書を提出する等により、当該課税期間につき同項本文の規定の適用を受けない場合には、当該受託事業者にも同項本文の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(法人課税信託の受託者が提出する届出書等)</p> <p>4-4-4 法第9条第4項又は第5項《小規模事業者に係る納税義務の免除》、法第37条第1項又は第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、法第37条の2第1項又は第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>の届出に関する特例》、第57条《小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出》、第57条の2第2項、<u>第8項若しくは第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録等》</u>、第57条の3第1項《適格請求書発行事業者が死亡した場合における手続等》<u>若しくは法第57条の7第2項、第8項若しくは第10項第1号《特定少額資産販売事業者の登録等》</u>又は令第20条の2第1項若しくは第2項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》<u>若しくは第57条の2第1項若しくは第2項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》</u>の届出又は申請に関する規定が適用されるのは固有事業者に限られるから、受託事業者はこれらの規定に関する届出書又は申請書は提出できない。</p> <p>ただし、法第19条第1項第3号から第4号の2《課税期間》<u>まで及び第30条第3項《課税売上割合に準ずる割合》</u>の規定は、固有事業者における適用の有無にかかわらず、受託事業者においても適用されるので、受託事業者がこれらの規定の適用を受ける場合には、受託事業者ごとにこれらの規定に関する届出書又は申請書を提出する必要がある。</p> <p>(信託事務を主宰する受託者の意義)</p> <p>4-4-5 法第15条第12項《法人課税信託等の受託者に関するこの法律の適用》に規定する「信託事務を主宰する受託者」とは、中心となって信託事務の全体を取りまとめる受託者をいう。</p> <p>この場合、全体を取りまとめているかは、信託契約に基づき、信託財産の受入れ事務、信託財産の管理又は処分に関する事務、収益計算の報告事務等の処理の実態を総合的に判定する。</p> <p>(外注先に対する原材料等の支給)</p> <p>5-2-16 (省略)</p> | <p>に関する特例》、<u>法第57条《小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出》</u>、<u>法第57条の2第2項又は第8項並びに第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録等》</u>、<u>法第57条の3第1項《適格請求書発行事業者が死亡した場合における手続等》</u>、<u>令第20条の2第1項又は第2項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》</u>及び<u>令第57条の2第1項又は第2項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》</u>の届出又は申請に関する規定が適用されるのは固有事業者に限られるから、受託事業者はこれらの規定に関する届出書又は申請書は提出できない。</p> <p>ただし、法第19条第1項第3号から第4号の2《課税期間》及び法第30条第3項《課税売上割合に準ずる割合》の規定は、固有事業者における適用の有無にかかわらず、受託事業者においても適用されるので、受託事業者がこれらの規定の適用を受ける場合には、受託事業者ごとにこれらの規定に関する届出書又は申請書を提出する必要がある。</p> <p>(信託事務を主宰する受託者の意義)</p> <p>4-4-5 法第15条第12項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する「信託事務を主宰する受託者」とは、中心となって信託事務の全体を取りまとめる受託者をいう。</p> <p>この場合、全体を取りまとめているかは、信託契約に基づき、信託財産の受入れ事務、信託財産の管理又は処分に関する事務、収益計算の報告事務等の処理の実態を総合的に判定する。</p> <p>(下請先に対する原材料等の支給)</p> <p>5-2-16 (同左)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(<u>鉱業権等の範囲</u>)</p> <p>5-7-4 令第6条第1項第4号《<u>鉱業権等の所在地</u>》に規定する「<u>鉱業権</u>」、「<u>租鉱権</u>」、「<u>採石権</u>」、「<u>貯留権</u>」、「<u>試掘権</u>」、「<u>漁業権</u>」、「<u>入漁権</u>」又は「<u>樹木採取権</u>」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>貯留権</u> <u>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第7項《貯留権の定義》</u>に規定する貯留権をいう。</p> <p>(5) <u>試掘権</u> <u>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第8項《試掘権の定義》</u>に規定する試掘権をいう。</p> <p>(6) <u>漁業権</u> <u>漁業法第60条第1項《漁業権の定義》</u>に規定する<u>定置漁業権</u>、<u>区画漁業権</u>及び<u>共同漁業権</u>をいう。</p> <p>(7) <u>入漁権</u> <u>漁業法第60条第7項《入漁権の定義》</u>に規定する入漁権をいう。</p> <p>(8) <u>樹木採取権</u> <u>国有林野の管理経営に関する法律第8条の5《樹木採取権の設定》</u>に規定する樹木採取権をいう。</p> <p>(<u>営業権の範囲</u>)</p> <p>5-7-8 令第6条第1項第8号《<u>営業権の所在地</u>》に規定する営業権には、例えば、繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権のように、法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等に基づく権利（外国におけるこれらの権利を含む。）が該当する。</p> <p>5-7-9 <u>(削除)</u></p> | <p>(<u>鉱業権等の範囲</u>)</p> <p>5-7-4 令第6条第1項第4号《<u>鉱業権等の所在地</u>》に規定する「<u>鉱業権</u>」、「<u>租鉱権</u>」、「<u>採石権</u>」、「<u>試掘権</u>」又は「<u>樹木採取権</u>」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) <u>試掘権</u> <u>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第8項《定義》</u>に規定する試掘権をいう。</p> <p>(5) <u>樹木採取権</u> <u>国有林野の管理経営に関する法律第8条の5《樹木採取権の設定》</u>に規定する樹木採取権をいう。</p> <p>(<u>営業権の範囲</u>)</p> <p>5-7-8 令第6条第1項第8号《<u>営業権等の所在地</u>》に規定する営業権には、例えば、繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権のように、法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等に基づく権利（外国におけるこれらの権利を含む。）が該当する。</p> <p>(<u>漁業権等の範囲</u>)</p> <p>5-7-9 令第6条第1項第8号《<u>漁業権等の所在地</u>》に規定する「<u>漁業権</u>」又は「<u>入漁権</u>」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第 8 節 特定資産の譲渡等及び<u>第一種</u>プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供</p> <p>(<u>電気通信利用役務の提供に係る</u>プラットフォーム事業者による国外事業者の判定)</p> <p>5-8-8 プラットフォーム事業者が法第15条の2第1項及び第2項《<u>第一種</u>プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定を適用するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。5-8-9において同じ。）を行う事業者が国外事業者かどうかについては、例えば、当該事業者が当該デジタルプラットフォームの利用契約等において申し出た本店所在地によるなど、客観的かつ合理的な基準に基づいて判定している場合にはこれを認める。</p> <p>(プラットフォーム事業者自身が行う電気通信利用役務の提供)</p> <p>5-8-9 プラットフォーム事業者が、他の事業者に提供するデジタルプラットフォームを用いて自ら電気通信利用役務の提供を行う場合のその電気通信利用役務の提供について、法第15条の2第1項《<u>第一種</u>プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>また、この場合の当該電気通信利用役務の提供に係る対価の額は、</p> | <p>権利を含む。）。 <u>(1) 漁業権</u> 漁業法第60条第1項《<u>漁業権の定義</u>》に規定する定置漁業権、<u>区画漁業権</u>及び<u>共同漁業権</u>をいう。 <u>(2) 入漁権</u> 漁業法第60条第7項《<u>入漁権の定義</u>》に規定する入漁権をいう。</p> <p>第 8 節 特定資産の譲渡等及び<u>特定</u>プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供</p> <p>(プラットフォーム事業者による国外事業者の判定)</p> <p>5-8-8 プラットフォーム事業者が法第15条の2第1項及び第2項《<u>特定</u>プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定を適用するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。<u>以下</u>5-8-9において同じ。）を行う事業者が国外事業者かどうかについては、例えば、当該事業者がプラットフォームの利用契約等において申し出た本店所在地によるなど、客観的かつ合理的な基準に基づいて判定している場合にはこれを認める。</p> <p>(プラットフォーム事業者自身が行う電気通信利用役務の提供)</p> <p>5-8-9 プラットフォーム事業者が、他の事業者に提供するデジタルプラットフォームを用いて自ら電気通信利用役務の提供を行う場合のその電気通信利用役務の提供について、法第15条の2第1項《<u>特定</u>プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>また、この場合の当該電気通信利用役務の提供に係る対価の額は、</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>同条第2項に規定する合計額には含まないことに留意する。</p> <p>(飲食料品の販売に係る包装材料等の取扱い)</p> <p>5-9-2 飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器(以下5-9-2において「包装材料等」という。)が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め飲食料品の譲渡に該当することに留意する。</p> <p>(注)1 (省略)</p> <p>2 例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品等として利用できるものを包装材料等として使用している場合には、食品と当該容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものであるため、当該商品は<u>令第2条の4</u>第1号《飲食料品に含まれる資産の範囲》に規定する一体資産に該当する。</p> <p>(一の資産の価格のみが提示されているもの)</p> <p>5-9-3 <u>令第2条の4</u>第1号《飲食料品に含まれる資産の範囲》に規定する一体資産は、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているものに限られるから、例えば、次のような場合は、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものであっても、一体資産に該当しないことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(注)1・2 (省略)</p> <p>(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)</p> <p>5-9-4 <u>令第2条の4</u>第1号《飲食料品に含まれる資産の範囲》に</p> | <p>同条第2項に規定する合計額には含まないことに留意する。</p> <p>(飲食料品の販売に係る包装材料等の取扱い)</p> <p>5-9-2 飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器(以下5-9-2において「包装材料等」という。)が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め飲食料品の譲渡に該当することに留意する。</p> <p>(注)1 (同左)</p> <p>2 例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品等として利用できるものを包装材料等として使用している場合には、食品と当該容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものであるため、当該商品は<u>令第2条の3</u>第1号《飲食料品に含まれる資産の範囲》に規定する一体資産に該当する。</p> <p>(一の資産の価格のみが提示されているもの)</p> <p>5-9-3 <u>令第2条の3</u>第1号《飲食料品に含まれる資産の範囲》に規定する一体資産は、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているものに限られるから、例えば、次のような場合は、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものであっても、一体資産に該当しないことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(注)1・2 (同左)</p> <p>(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)</p> <p>5-9-4 <u>令第2条の3</u>第1号《飲食料品に含まれる資産の範囲》に</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>規定する「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合」とは、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であればこれによって差し支えない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> | <p>規定する「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合」とは、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であればこれによって差し支えない。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> |
| <p>第10節 特定少額資産の譲渡及び第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>(通信販売の方法)</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>5-10-1 令第2条の3《通信販売の方法》に規定する「関税法施行令第59条第1項第6号《輸入申告の手続》に規定する通信販売の方法とは、商品販売する者(以下5-10-1において「販売者」という。)が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件(以下5-10-1において「販売条件」という。)を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であって、次に掲げるいずれかの方法により行われるものが該当する。</p> <p>(1) 商品を購入する者(以下5-10-1において「購入者」という。)が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法</p> <p>(2) 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、</p> | |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------------|
| <p><u>その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法</u></p> | |
| <p><u>(一の資産の判定単位)</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |
| <p><u>5-10-2 法第2条第1項第8号の6《特定少額資産の譲渡の定義》に規定する「一の資産について対価の額が1万円以下」であるかどうかは、資産の販売されている最小の単位で判定することとなるため、同一の資産を複数個販売した場合であっても資産一個ごとに判定することとなるが、例えば、複数の一の資産により構成されたものを一の資産として販売している場合には一組又は一そろいごとに、一の資産の対価を量り売りの方法により定めている場合にはその計量後の対価の額により、それぞれ判定することに留意する。</u></p> | |
| <p><u>(一の資産の対価の額の範囲)</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |
| <p><u>5-10-3 法第2条第1項第8号の6《特定少額資産の譲渡の定義》における対価の額には、運送に要する費用など特定少額資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等に係る対価の額は含まれないのであるが、特定少額資産の譲渡の対価の額と当該特定少額資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等の対価の額を明確に区分していない場合には、当該資産の譲渡等の対価の額を含めた金額によることとなる。</u></p> | |
| <p><u>(災害その他やむを得ない事情の意義)</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |
| <p><u>5-10-4 法第40条第2項ただし書《災害その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については8-1-7による。</u></p> | |
| <p><u>(付随して行われる資産の譲渡等の意義)</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>5-10-7 法第15条の3第15項《第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの法律の適用》に規定する「第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる同号に掲げる資産の譲渡にのみ要するもの」とは、国外事業者が同条第1項第1号に規定する資産の譲渡を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいい、例えば、当該資産の譲渡に係る資産を保管している国内倉庫における荷役作業や当該資産に係る課税貨物の保税地域からの引取りが該当する。</u></p> <p><u>なお、当該「資産の譲渡にのみ要するもの」かどうかの判定は、課税仕入れを行った日又は課税貨物を保税地域から引き取った日の状況によることとなる。</u></p> <p><u>(第二種プラットフォーム事業者によるみなし仕入税額控除の適用関係)</u></p> <p><u>5-10-8 第二種プラットフォーム事業者が法第15条の3第15項《第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの法律の適用》の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けた課税仕入れ等について、同項の国外事業者は法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(社会福祉関係の非課税範囲)</u></p> <p>6-7-5 法別表第二第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>イ～ト (省略)</p> <p>チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談</p> | <p>(新設)</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第二第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>イ～ト (同左)</p> <p>チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項から第15項までに規定する生活介護、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>リ～タ （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>（生産活動等の意義）</p> <p>6-7-6 法別表第二第7号ロかつこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する「生産活動」及び当該「生産活動」が行われる事業の意義は次のとおりである。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 「生産活動」が行われる事業とは、要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項又は第13項から第15項《定義》までに規定する生活介護、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>(注) （省略）</p> <p>（学校教育関係の非課税範囲）</p> <p>6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児</p> | <p>支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>リ～タ （同左）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>（生産活動等の意義）</p> <p>6-7-6 法別表第二第7号ロかつこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する「生産活動」及び当該「生産活動」が行われる事業の意義は次のとおりである。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 「生産活動」が行われる事業とは、要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第13項又は第14項《定義》に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>(注) （同左）</p> <p>（学校教育関係の非課税範囲）</p> <p>6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 学校教育法第124条《専修学校》に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の高等課程、専門課程、<u>一般課程又は専攻科</u>における教育として行う役務の提供</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7-2-1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)~(10) (省略)</p> <p>(11) 非居住者に対する役務の提供で次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管</p> <p>ロ <u>国内に所在する不動産（不動産の上に存する権利を含む。7-2-16において同じ。）の売買、交換又は貸借の代理又は媒介</u></p> <p>ハ 国内における飲食又は宿泊</p> <p>ニ <u>イからハまでに掲げるものに準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの</u></p> <p>(輸出物品の加工委託等)</p> <p>7-2-2 法第7条第1項《輸出免税等》の規定による輸出免税の適用が受けられるのは、同項各号に掲げる取引及び令第17条各項《輸出取引等の範囲》に掲げる取引に限られるのであるから、例えば、次の取引については法第7条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(1) 輸出する物品の製造のための加工<u>委託</u></p> <p>(2) (省略)</p> | <p>の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 学校教育法第124条《専修学校》に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の高等課程、専門課程<u>又は一般課程</u>における教育として行う役務の提供</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7-2-1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)~(10) (同左)</p> <p>(11) 非居住者に対する役務の提供で次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管</p> <p>ロ 国内における飲食又は宿泊</p> <p>ハ <u>イ又はロに準ずるもので国内において直接便益を享受するもの</u></p> <p>(輸出物品の下請加工等)</p> <p>7-2-2 法第7条第1項《輸出免税等》の規定による輸出免税の適用が受けられるのは、同項各号に掲げる取引及び令第17条各項《輸出取引等の範囲》に掲げる取引に限られるのであるから、例えば、次の取引については法第7条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(1) 輸出する物品の製造のための<u>下請加工</u></p> <p>(2) (同左)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(非居住者に対する役務の提供で免税とならないものの範囲)</p> <p>7-2-16 令第17条第2項第7号《非居住者に対する役務の提供のうち免税となるものの範囲》において輸出免税の対象となるものから除かれる非居住者に対する役務の提供には、例えば、次のものが該当する。</p> <p>(1) 国内に所在する資産に係る運送や保管</p> <p>(2) 国内に所在する不動産の管理や修理</p> <p>(3) <u>国内に所在する不動産の売買、交換又は貸借の代理又は媒介</u></p> <p>(4) 建物の建築請負</p> <p>(5) 電車、バス、タクシー等による旅客の輸送</p> <p>(6) 国内における飲食又は宿泊</p> <p>(7) 理容又は美容</p> <p>(8) 医療又は療養</p> <p>(9) 劇場、映画館等の興行場における観劇等の役務の提供</p> <p>(10) 国内間の電話、郵便又は信書便</p> <p>(11) 日本語学校等における語学教育等に係る役務の提供</p> <p>7-2-20 <u>(削除)</u></p> | <p>(非居住者に対する役務の提供で免税とならないものの範囲)</p> <p>7-2-16 令第17条第2項第7号《非居住者に対する役務の提供のうち免税となるものの範囲》において輸出免税の対象となるものから除かれる非居住者に対する役務の提供には、例えば、次のものが該当する。</p> <p>(1) 国内に所在する資産に係る運送や保管</p> <p>(2) 国内に所在する不動産の管理や修理</p> <p>(3) 建物の建築請負</p> <p>(4) 電車、バス、タクシー等による旅客の輸送</p> <p>(5) 国内における飲食又は宿泊</p> <p>(6) 理容又は美容</p> <p>(7) 医療又は療養</p> <p>(8) 劇場、映画館等の興行場における観劇等の役務の提供</p> <p>(9) 国内間の電話、郵便又は信書便</p> <p>(10) 日本語学校等における語学教育等に係る役務の提供</p> <p><u>(海外旅行者が出国に際して携帯する物品の輸出免税)</u></p> <p>7-2-20 <u>出入国管理及び難民認定法第25条《出国の手続》又は同法第60条《日本人の出国》の規定により海外旅行等のため出国する者(非居住者を除く。)</u>が渡航先において贈答用に供するものとして出国に際して携帯する物品(その物品の一個当たりの対価の額が1万円を超えるものに限る。)<u>で、帰国若しくは再入国に際して携帯しないことの明らかなもの又は渡航先において使用若しくは消費をするものについては、当該物品を当該出国する者に譲渡した事業者(法第8条第7項《輸出物品販売場の定義》の規定による輸出物品販売場の許可を受けている者に限る。)</u>が輸出するものとして法第7条第1項《輸出免</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明がされたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 郵便物として当該資産を輸出（以下7-2-23及び7-2-26において「郵便による輸出」という。）した場合において、当該輸出の時における当該資産の価額が20万円を超えるとき 規則第5条第1項第1号《輸出取引の輸出証明》に規定する税関長が証明した書類</p> | <p><u>税等》の規定を適用する。ただし、当該海外旅行等のため出国する者が、渡航先において贈答用に供し帰国若しくは再入国に際して携帯しないものであること又は渡航先において2年以上使用し、若しくは消費するものであることを誓約した書類を当該事業者に提出した場合及び当該出国する者が出国時に税関長（沖縄地区税関長を含む。以下同じ。）に申請して輸出証明書の交付を受け、これを事業者が保存する場合に限り適用するものとする。</u></p> <p><u>(注) 消費税が免除された物品を携帯して出国した者が、当該免除された物品を携帯して帰国又は再入国した場合（当該物品を携帯して出国した時から2年を経過したものであるときを除く。）には、当該物品について、他の法律により特に消費税を免除することとされているときを除き、消費税が課税される。</u></p> <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明がされたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 郵便物として当該資産を輸出（以下7-2-23において「郵便による輸出」という。）した場合において、当該輸出の時における当該資産の価額が20万円を超えるとき 規則第5条第1項第1号《輸出取引の輸出証明》に規定する税関長が証明した書類</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(注) (省略) ハ・ニ (省略)</p> <p>ホ (省略) ヘ (省略) (2)～(4) (省略)</p> | <p>(注) (同左) ハ・ニ (同左) ホ <u>7-2-20の規定の適用がある場合</u> <u>規則第5条第1項第1号</u> <u>に規定する税関長が証明した書類</u> ヘ (同左) ト (同左) (2)～(4) (同左)</p> |
| <p><u>(指定書類の保存が必要となる場合)</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |
| <p><u>7-2-24 規則第5条第1項第1号《輸出取引等の証明》に規定する</u> <u>「資産の譲渡又は貸付けに係る対価を、現金により」受領とは、資産</u> <u>の譲渡又は貸付けの相手方から直接又は代理人等を介して対価を銀行</u> <u>券、政府紙幣又は硬貨により受領することをいうのであり、金融機関</u> <u>を介して振込により対価を受領することは含まれないのであるから留</u> <u>意する。</u></p> <p><u>また、同号に規定する「その相手方が支払った事実が明らかでない</u> <u>方法により受領」(以下7-2-24において「対象受領」という。)</u> <u>とは、例えば、資産の譲渡又は貸付けの相手方以外の者(保証人、連帯</u> <u>債務者その他の当該資産の譲渡又は貸付けに係る対価につき支払義務</u> <u>を負うことが明らかな者を除く。)</u> <u>から金融機関を介して対価を受領</u> <u>することなどをいうのであり、資産の譲渡又は貸付けの相手方から対</u> <u>価を受領していることが金融機関等の記録により明らかとなっている</u> <u>場合は含まれないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注)1 一の資産の譲渡又は貸付けに関し、その対価の一部であって</u> <u>も現金等により受領する場合(同号に規定する「現金等により</u> <u>受領する場合」をいう。以下7-2-24及び7-2-25におい</u> <u>て同じ。)、指定書類(同号に規定する「指定書類」をいう。以</u> <u>下7-2-24から7-2-26までにおいて同じ。)</u> <u>の保存を要</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---------------------------------------|
| <p><u>する。ただし、契約等により手付金等として対価の一部を現金で受領する場合であって、対価の大部分を現金等により受領する場合以外の方法により受領する場合は、指定書類の保存を要しないこととして差し支えない。</u></p> <p>2 <u>資金決済に関する法律第2条第16項《定義》に規定する暗号資産交換業者を介さず対価として同条第14項に規定する暗号資産を受領する場合や対価として商品券を受領する場合のように現金以外の決済手段をその決済手段の媒介等を業とする事業者を介さず受領する場合は、対象受領に該当する。</u></p> <p>3 <u>債権債務の相殺（相殺する債務が資産の譲渡又は貸付けの相手方に係るものであることが明らかな場合に限る。）により対価を受領する場合は、対象受領に該当しない。</u></p> <p><u>（決済方法を変更した場合の適用関係）</u></p> <p>7-2-25 <u>本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けの対価について、契約等において資産の譲渡又は貸付けの相手方から金融機関を介して受領することとなっていたとしても、当該対価を現金等により受領する場合には、指定書類の保存が必要であることに留意する。</u></p> <p><u>（指定書類が発行されない場合）</u></p> <p>7-2-26 <u>指定書類が次の理由により発行されない場合においては、それぞれ次の書類（指定書類に係る記載事項を満たすものに限る。）を保存することにより、指定書類を保存したものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>仕向地が自由貿易地域であることにより輸入の許可に係る手続が行われない場合</u> <u>税関その他行政機関に提出した輸入申告書の控え</u></p> <p>(2) <u>輸入の許可がその事実のみの通知である場合</u> <u>税関その他行政機関に提出した輸入申告書の控え及び輸入許可済であることを証する</u></p> | <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p><u>書類</u></p> <p>(3) <u>郵便による輸出であって、仕向地において郵便に関する条約に基づく税関告知書のみにより通関される場合（その輸入に際し納付すべき関税その他の公課があることにより通知書等が交付される場合を除く。）</u> 当該税関告知書又はその写し及び日本郵便株式会社が提供する郵便追跡サービスにより取得した郵便物の配達状況が記載された書類（資産の譲渡又は貸付けの相手方に到達したことが明らかとなっているものに限る。）</p> <p>（集団投資信託等の資産の譲渡等の時期）</p> <p>9-1-30 集団投資信託等については、委託者から信託を受けた受託者が資産等取引を行ったこととなるから、当該受託者の資産等取引については、当該受託者の課税期間に対応させて消費税額を計算することとなる。</p> <p>ただし、法人課税信託又は公益信託を除き、当該受託者の課税期間と当該受託者における個々の信託の計算期間とが異なる場合において、当該課税期間中にその計算期間の末日が到来した信託についてその計算期間中に行われた資産等取引の全てを当該課税期間における資産等取引としているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>（損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用）</p> <p>9-4-2 所基通66-9《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》又は法基通2-4-9《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》により所法第66条第2項《工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》又は法第63条第2項《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例》に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない工事については、法第17条第2項</p> | <p>（集団投資信託等の資産の譲渡等の時期）</p> <p>9-1-30 集団投資信託等については、委託者から信託を受けた受託者が資産等取引を行ったこととなるから、当該受託者の資産等取引については、当該受託者の課税期間に対応させて消費税額を計算することとなる。</p> <p>ただし、法人課税信託を除き、当該受託者の課税期間と当該受託者における個々の信託の計算期間とが異なる場合において、当該課税期間中にその計算期間の末日が到来した信託についてその計算期間中に行われた資産等取引の全てを当該課税期間における資産等取引としているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>（損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用）</p> <p>9-4-2 所基通66-9《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》又は法基通2-4-19《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》により所法第66条第2項《工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》又は法第63条第2項《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例》に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない工事については、法第17条第2項</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>本文《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定を適用することができる。</p> <p>(国外事業者が行う特定資産の譲渡等のための仕入税額控除等)</p> <p>11-2-13 国外事業者が行った課税仕入れであっても法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、当該課税仕入れが特定資産の譲渡等又は法第15条の2第1項《<u>第一種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用</u>》若しくは第15条の3第1項《<u>第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの法律の適用</u>》の適用を受ける課税資産の譲渡等のための課税仕入れである場合に、国外事業者が個別対応方式を適用するときは、当該課税仕入れは課税資産の譲渡等のみ要するものに該当する。</p> <p>(受託業者が作成する出来高検収書の取扱い)</p> <p>11-6-7 建設工事等を請け負った事業者（以下11-6-7において「<u>受託業者</u>」という。）が、建設工事等の全部又は一部を他の事業者（以下11-6-7において「<u>再受託業者</u>」という。）に委託する場合において、<u>受託業者が再受託業者の行った工事等の出来高について検収を行い、当該検収の内容及び出来高に応じた金額等を記載した書類又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録</u>（以下11-6-7において「<u>出来高検収書</u>」という。）を作成し、それに基づき請負金額を支払っているときは、当該出来高検収書は、法第30条第9項第3号《請求書等の範囲》に規定する書類又は令第49条第7項《書類に記載すべき事項に係る電磁的記録》に規定する当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録に該当するものとして取り扱う（当該出来高検収書の記載事項が同条第4項各号《仕入明細書等の記載事項》に規定する事項を記載しており、その内容について<u>再受託業者の確認</u>を受けてい</p> | <p>本文《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定を適用することができる。</p> <p>(国外事業者が行う特定資産の譲渡等のための仕入税額控除)</p> <p>11-2-13 国外事業者が行った課税仕入れであっても法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、当該課税仕入れが特定資産の譲渡等又は法第15条の2第1項《<u>特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用</u>》の適用を受ける<u>電気通信利用役務の提供</u>（法第6条第1項《<u>非課税</u>》の規定により非課税とされるものを除く。）のための課税仕入れである場合に、国外事業者が個別対応方式を適用するときは、当該課税仕入れは課税資産の譲渡等にのみ要するものに該当する。</p> <p>(元請業者が作成する出来高検収書の取扱い)</p> <p>11-6-7 建設工事等を請け負った事業者（以下11-6-7において「<u>元請業者</u>」という。）が、建設工事等の全部又は一部を他の事業者（以下11-6-7において「<u>下請業者</u>」という。）に請け負わせる場合において、<u>元請業者が下請業者の行った工事等の出来高について検収を行い、当該検収の内容及び出来高に応じた金額等を記載した書類又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録</u>（以下11-6-7において「<u>出来高検収書</u>」という。）を作成し、それに基づき請負金額を支払っているときは、当該出来高検収書は、法第30条第9項第3号《請求書等の範囲》に規定する書類又は令第49条第7項《書類に記載すべき事項に係る電磁的記録》に規定する当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録に該当するものとして取り扱う（当該出来高検収書の記載事項が同条第4項各号《仕入明細書等の記載事項》に規定する事項を記載しており、その内容について<u>下請業者の確認</u>を受けている</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>るものに限る。)</p> <p>なお、<u>受託業者</u>は、当該出来高検収書を作成し<u>再受託業者</u>に記載事項の確認を受けることにより、当該出来高検収書に記載された課税仕入れを行ったこととなり、法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用できるものとして取り扱う。ただし、建設工事完了日において<u>再受託業者</u>が適格請求書発行事業者でなかった場合には、建設工事完了日の属する課税期間における課税仕入れに係る消費税額から当該出来高検収書により仕入税額控除の対象とした消費税額を控除するものとする。</p> <p>(注) この取扱いは<u>再受託業者</u>の資産の譲渡等の計上時期により影響されるものではないことに留意する。</p> <p>(製造業等に含まれる範囲)</p> <p>13-2-5 次の事業は、第三種事業に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って加工を<u>委託し</u>完成品として販売する、いわゆる製造問屋としての事業</p> <p>なお、顧客から特注品の製造を受注し、<u>他の者に</u>当該製品を製造委託することで顧客に引き渡す事業は、顧客から当該特注品の製造を請け負うものであるから、原則として第三種事業に該当する。</p> <p>(2) 自己が請け負った建設工事(第三種事業に該当するものに限る。)の全部を<u>他の者に委託して</u>行う事業</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(取引を停止した時の意義)</p> <p>14-2-1 規則第18条第4号イ《貸倒れの範囲》に規定する「取引を停止した時」とは、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産</p> | <p>ものに限る。)</p> <p>なお、<u>元請業者</u>は、当該出来高検収書を作成し<u>下請業者</u>に記載事項の確認を受けることにより、当該出来高検収書に記載された課税仕入れを行ったこととなり、法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用できるものとして取り扱う。ただし、建設工事完了日において<u>下請業者</u>が適格請求書発行事業者でなかった場合には、建設工事完了日の属する課税期間における課税仕入れに係る消費税額から当該出来高検収書により仕入税額控除の対象とした消費税額を控除するものとする。</p> <p>(注) この取扱いは<u>下請業者</u>の資産の譲渡等の計上時期により影響されるものではないことに留意する。</p> <p>(製造業等に含まれる範囲)</p> <p>13-2-5 次の事業は、第三種事業に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って<u>下請加工させて</u>完成品として販売する、いわゆる製造問屋としての事業</p> <p>なお、顧客から特注品の製造を受注し、<u>下請先(又は外注先)等に</u>当該製品を製造させ顧客に引き渡す事業は、顧客から当該特注品の製造を請け負うものであるから、原則として第三種事業に該当する。</p> <p>(2) 自己が請け負った建設工事(第三種事業に該当するものに限る。)の全部を<u>下請に施工させる元請</u>としての事業</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>(取引を停止した時の意義)</p> <p>14-2-1 規則第18条第3号イ《貸倒れの範囲》に規定する「取引を停止した時」とは、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>の状況、支払能力等が悪化したためその取引を停止するに至った時をいうのであるから、例えば、不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る債権について同号に規定する経理を行ったとしても、法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》の規定は適用されない。</p> <p>(基金に係る金銭の受入れ)</p> <p>16-2-5 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、法別表第三に掲げる法人、<u>公益信託受託事業者（法第14条第1項ただし書《信託財産に係る資産の譲渡等》に規定する公益信託に係る法第15条第3項《個人事業者が法人課税信託等の受託者である場合の消費税法の適用》に規定する受託事業者をいう。）</u>又は人格のない社団等（以下「公共法人等」という。）が一定の事業の財源（以下「基金」という。）に充てるために他の者から受け入れる金銭が特定収入に該当するかどうかは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(免税事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請に関する経過措置)</p> <p>21-1-1 28年改正法附則第44条第4項《適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置》の規定により、適格請求書発行事業者の登録開始日（同条第3項に規定する「登録開始日」をいう。以下21-1-1において同じ。）が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である適格請求書発行事業者の登録がされた場合には、当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定は適用されないのであ</p> | <p>の状況、支払能力等が悪化したためその取引を停止するに至った時をいうのであるから、例えば、不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る債権について同号に規定する経理を行ったとしても、法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》の規定は適用されない。</p> <p>(基金に係る金銭の受入れ)</p> <p>16-2-5 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等（以下「公共法人等」という。）が一定の事業の財源（以下「基金」という。）に充てるために他の者から受け入れる金銭が特定収入に該当するかどうかは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(免税事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請に関する経過措置)</p> <p>21-1-1 28年改正法附則第44条第4項《適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置》の規定により、適格請求書発行事業者の登録開始日（同条第3項に規定する「登録開始日」をいう。以下21-1-1において同じ。）が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である適格請求書発行事業者の登録がされた場合には、当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定は適用されないのであ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>るから、当該課税期間において免税事業者である事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、<u>適格請求書発行事業者の登録申請書のみを提出すればよく、課税事業者選択届出書の提出を要しないことに留意する。</u></p> <p>(注) 28年改正法附則第44条第4項の規定の適用を受け、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、当該登録を受けた課税期間の翌課税期間以後の課税期間についても法第9条第1項本文の規定の適用はないこととなる。</p> <p>なお、当該事業者（適格請求書発行事業者の登録を受けていないとすれば、同項本文の規定の適用がある事業者に限るものとし、<u>特定少額資産販売事業者を除く。</u>）は、登録開始日の属する課税期間が令和5年10月1日を含む場合、法第57条の2第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出し、当該登録の取消しを受けることで、法第9条第1項本文の規定が適用されるが、登録開始日の属する課税期間が令和5年10月1日を含まない場合、登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、同項本文の規定は適用されない。</p> <p>(貸倒れがあった場合の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用関係)</p> <p>21-1-2 28年改正法附則第51条の2第1項《適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置》<u>又は第51条の3第1項《適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置》</u>の規定を適用している事業者の行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について貸倒れにより法第39条第1項《貸</p> | <p>るから、当該課税期間において免税事業者である事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、登録申請書のみを提出すればよく、課税事業者選択届出書の提出を要しないことに留意する。</p> <p>(注) 28年改正法附則第44条第4項の規定の適用を受け、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、当該登録を受けた課税期間の翌課税期間以後の課税期間についても法第9条第1項本文の規定の適用はないこととなる。</p> <p>なお、当該事業者（適格請求書発行事業者の登録を受けていないとすれば、同項本文の規定の適用がある事業者に限る。）は、登録開始日の属する課税期間が令和5年10月1日を含む場合、法第57条の2第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出し、当該登録の取消しを受けることで、法第9条第1項本文の規定が適用されるが、登録開始日の属する課税期間が令和5年10月1日を含まない場合、登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、同項本文の規定は適用されない。</p> <p>(貸倒れがあった場合の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用関係)</p> <p>21-1-2 28年改正法附則第51条の2第1項《適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除》の規定を適用している事業者の行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について貸倒れにより法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》の規定の適用がある場合又は同項の規定の適用を受けた貸倒れに係る売掛金等を回収した場合</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>倒れに係る消費税額の控除等》の規定の適用がある場合又は同項の規定の適用を受けた貸倒れに係る売掛金等を回収した場合における消費税額の計算は、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) その貸倒れとなった売掛金等に係る消費税額（当該売掛金等の金額に法第39条第1項に規定する割合を乗じて算出した金額をいう。以下21-1-2において同じ。）は、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から、28年改正法附則第51条の2第1項又は第51条の3第1項の規定により当該課税期間における仕入控除税額とみなされる金額を控除した後の金額から控除する。</p> <p>(2) （省略）</p> | <p>における消費税額の計算は、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) その貸倒れとなった売掛金等に係る消費税額（当該売掛金等の金額に法第39条第1項に規定する割合を乗じて算出した金額をいう。以下21-1-2において同じ。）は、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から、28年改正法附則第51条の2第1項の規定により当該課税期間における仕入控除税額とみなされる金額を控除した後の金額から控除する。</p> <p>(2) （同左）</p> |